

# 人権と部落問題

●特集●

## ヘイト・スピーチをこえて

第52回部落問題研究者集会の報告

全体会(森田満夫) / 歴史I(高垣垂矢) / 歴史II(飯田直樹) / 現状分析・理論(河野健男) / 教育(川辺勉) / 思想・文化(尾川昌法)

フイリペン④ニラ近郊の芸術の町

古沢ゆりあ

ヘイト「クライム」研究の空白

富益 四季

CERD審査が浮きぼりにした

高 賛侑

ヘイト・スピーチの法規制とその後

碓井 敏正

表現の自由とヘイト・スピーチ

塚田 哲之

ヘイト・スピーチ処罰は表現の自由を守るため  
— 国際人権法と憲法から考える —

前田 朗

# 部落問題

## 2015 2

No.867

一九四九年五月三十日 第三種郵便物認可  
二〇一五年二月一日発行 (毎月一回一日発行)  
人権と部落問題  
特集  
ヘイト・スピーチをこえて  
第八七巻 第二号 (通巻八六七号)  
定価(本体六〇〇円+税) 送料七八円  
二〇一五年二月号 第八六七号

## 部落問題解決への 理論的軌跡

丹波 正史 著

(全国地域人権運動総連合議長)

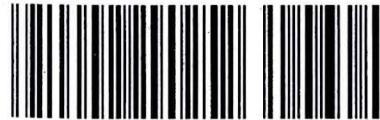


部落解放運動の分裂とその後の理論・政策活動の展開を歴史的に辿りながら、著者は「部落問題原論」を意図して論を展開する。

A 5判232頁  
定価(本体2,200円+税)

- はじめに
- 第一章 「朝田理論」とのたたかい
- 第二章 国民的融合論の展開
- 第三章 部落排外主義とのたたかい
- 第四章 綱領的文書「二十一世紀をめざす部落解放の基本方向」
- 第五章 「差別事象にたいする全解連の方針」について
- 第六章 同和行政論の展開
- 第七章 教育・啓発をめぐる
- 第八章 組織建設と支部活動の手引き
- 第九章 学者の貢献
- 第一〇章 いくつかの問題を考える
- おわりに

雑誌 04229-02



4910042290252  
00600

発行所 公益社団法人  
部落問題研究所  
発行人 尾川昌法  
〒606-8691  
京都市左京区高野西開町34-11  
TEL. 075-721-6108 FAX. 075-701-2723  
Email burakken@smile.ocn.ne.jp  
振替 01040-5-17329

部落問題研究所

# 人権と部落問題

人権と部落問題

特集 言論・表現の自由と「差別表現」問題

二〇一五年十一月号 第八七八号

一九四九年五月三十日  
二〇一五年十一月一日発行 (第三種郵便物認可)  
毎月一回一日発行

第六七巻 第十三号 (通巻八七八号)

定価 (本体六〇〇円+税) 送料七八円

● 特集 ●  
言論・表現の自由と「差別表現」問題

# 部落問題

2015

11

No.878

## どん底に脈うつ意気地

―西鶴と近世文芸がとらえた賤民たち―

小原亨 著

近世身分社会のどん底で生きていた賤民たちを、西鶴など近世文芸の文人たちはどのようにとらえ、描いていたか。そこには悲惨な姿だけでなく、したたかに、あるいは誇り高くユーモラスに生きぬくさまが、生き生きと映し出されている。歴史学習とあわせて、当時の文芸作品から、身分社会の実相の一端を読みとっていただくのに格好の書。

A5判・144頁 定価 (本体1200円+税)

### 第一章 西鶴がとらえた賤民たち

- 1 世はままならぬもの / 2 大尽のなれの果て / 3 貧が貧を搾取する / 4 親子乞食、相棒の明暗 / 5 男が男に惚れる情 その一 / 6 男が男に惚れる情 その二 / 7 名妓の勇氣 / 8 乞食の誇り

### 第二章 文人がとらえた賤民たち

- 1 都の錦の意気地 / 2 室鳩巢の道徳観 / 3 神沢杜口の人間の共感 / 4 其角・春水の人権感覚 / 5 饅頭を買う乞食と障害者の乞食 / 6 非人の短歌 その一 / 7 非人の短歌 その二

### 第三章 随筆・雑話に著された賤民たち

- 1 弾左衛門の娘の計略 / 2 乞食の情と義 / 3 穢多盗人の義心 / 4 長谷川平蔵の施し / 5 お杉・お玉 / 6 放蕩者を射とめる女非人の真心 / 7 女非人の嫁入り

### 第四章 ハンセン病はいかに扱われたか

- 1 馬琴の偏見性 / 2 乙姫の愛の奇跡

言論・表現の自由と今日の政治状況

橋本 進

部落解放同盟の「糾弾」と仏教界の対応

日隈 威徳

「同和問題」質疑を封殺した那珂川町と議会

植山 光朗

演劇界における不当な「差別発言」問題について

神崎 務

部落問題に見る表現の自由と「差別表現」問題(上)

成澤 榮壽

「ヘイトスピーチ」の法的規制を考える

奥山 峰夫

第14回東アジア青少年歴史体験キャンプ

大八木賢治

青少年と東アジアの未来―戦後70周年の思考

玉山ともよ

世界のくらしと文化 アメリカ南西部(最終回)

米エネルギー開発における国家犠牲地帯

玉山ともよ



## 言論・表現の自由と「差別表現」問題の特集にあたって

暫く取り上げてこなかった言論・表現の自由と「差別用語」「差別表現」を特集する。

今年の一月、歴史研究の全国団体の学会誌に、前月の同誌に掲載された論考を「特殊部落」なる言葉が使われているだけをもって「撤回削除」する旨の「会告」が発表された。

「部落解放同盟」は一方的に「差別用語」と断定して暴力的に激化させた「糾弾」闘争に対する厳しい批判と暴力事件裁判における「糾弾権」を否定する判決が続出（最終的には全面敗訴）する中で、1998年、「悔蔑の意志」の有無が「差別表現」か否かの基準である（但し「有無」に拘わりなく「社会的影響」があれば「糾弾」する）と、若干の修正をした。

その前後に部落問題研究所はこの特集の標題に関する書籍二編を刊行したが、先の一件は、研究所関係者の主張が必ずしも浸透せず、一部に不用意な言葉を用いさせ、「差別用語」の使用を一切不可とする「解同」の亜流をしてこれを「糾弾」させる傾向が少なからず存在している事実を認識する契機となった。

「解同」の修正は、価値判断を自らが独占するものであるから、本質は従来と変わらない。しかし近ごろ、単なる「言葉狩り」に逆戻りが見られる。したがって、特集は振り出しに戻って一から取り上げる。

冒頭の論考は戦中の検閲・弾圧から現政権の露骨なマスメディア支配がそれと同質性をもっていることを、特集末の論文（後半は次号）は「解同」とその亜流の策謀が現政権とその周辺の偏狭なナショナリズムと共通性を有することをあきらかにする。仏教界を取り上げた論文は「解同」のかつての「糾弾」を臨場感をもって伝え、その本質に迫る。昨今、弱体化した「解同」を補完するかのようになり、亜流の「言葉狩り」策動が目につく。二事例を掲載する。

前号の成澤「部落」の呼称についても参考にされたい。

（成澤 榮壽）

## 〈特集〉言論・表現の自由と「差別表現」問題

### 言論・表現の自由と今日の政治状況

橋本 進

一 「もの言ふ機関」を潰せ——アベ政治の言論抑圧体質

平洋戦争の)を招いた、とつづける。

「我社は東条内閣のために毒殺閉鎖されて、今日に至った」——『改造』誌1946年1月号の「復刊の言葉」の冒頭である。2015年6月25日、安倍首相に近い自民党若手議員の勉強会「文化芸術懇談会」において、3議員と「作家」百田尚樹氏（講師）が、「沖縄タイムス」「琉球新報」

を潰せと声を揃えたというニュースをきいた時、瞬時に頭に浮かんだのがこの言葉だった。言葉はさらに、「彼ら政府者」は「もの言ふ機関」を斬り棄て前代未聞の惨禍（太

戦前日本の言論界を代表する二大総合雑誌の発行元、もの言ふ機関＝批判的言論機関としての改造社と中央公論社は、横浜事件という大弾圧を契機に内閣情報局の勧告＝命令によって解散させられた。

いまアベ政治の批判言論拒否体質とその政策展開を検討するために、歴史的体験として、中央公論社の受難史を軸に、戦前戦中の言論弾圧の諸形態をふりかえってみよう。

## 「ヘイトスピーチ」の法的規制を考える

奥山 峰夫

はじめに——経過

近年、東京・新大久保や大阪・鶴橋など全国各地で「在特会」（在日特権を許さない市民の会）などによって、在日朝鮮人等をターゲットにして、「殺せ」「死ね」「出ていけ」などと激烈な言辞を用いて少数者の排斥を扇動する活発な動きがみられる。白昼公然とこのような威嚇行為が展開されるということ自体驚くべきことである。

こうした活動の主たる担い手は、不安定就労層の若者だとする見方もあるが、そうではなく、より今日の日本社会に根ざしたものと見るべきである。（安田浩一「ネットと愛国」講談社、二〇一二年、樋口直人「日本型排外主義」名古屋大

学出版会、二〇一四年）。

「ヘイトスピーチ」をどう克服していくべきか、この社会に課せられた重要な課題である。「ヘイトスピーチ」に対して、ヘイトスピーチのカウンター行動を行う「レイシストをしばき隊」（二二年一月結成）、「のりこえねっと」（ヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク）（二〇一三年九月結成）などがつくられている。また、「東京行進」や大阪では「仲良くしよぜパレード」などが取り組まれた。

また、書店にあふれる「嫌韓嫌中」本、いわゆる「ヘイト本」に対して書店員や編集者が「ヘイトスピーチと排外主義に負担しない出版関係者の会」を結成し（一四年三

月）、シンポジウムを開き、それを単行本として刊行した（「No.ヘイト！出版の製造者責任を考える」（ころから発行、二〇一四年））。

次に、地方自治体の動きをみる。地方自治法第99条に「意見書の提出」の規定があり、地方議会は国などに意見書を提出できる。これにより、二〇一四年九月十九日には、東京都国立市議会が「ヘイトスピーチを含む人種及びマイノリティーへの差別を禁止する法整備を求める意見書」を採択したのに続いて、一〇月一日名古屋市議会、一〇月六日奈良県議会というように多くの議会がヘイトスピーチへの法的対応を求める意見書を提出している。

また、これより先、山形県生涯学習センターが在特会の講演会のための会場使用を不許可とし（一三年六月）、大阪府門真市は在特会元副会長の韓国文化を侮蔑する内容の集会の市民文化会館使用許可を取消した（一四年五月）（師岡康子「包括的人種差別禁止法制定に向けて」『世界』一四年一月号）。

司法のレベルでも、在特会の京都朝鮮学校襲撃事件（二〇〇九―一〇年）について、これを人種差別撤廃条約（一九九五年加入）の「人種差別」にあたるとして周辺での街宣禁止と損害賠償を認める判決が最高裁判所で確定した（二〇一四年十二月九日付）。

また、国連においても、規約人権委員会がヘイトスピーチについて法規制するよう日本政府に勧告（一四年七月二四日）、さらに人種差別撤廃委員会も、同様に法規制を行うことなどを求めた（八月二十九日）。

## 一、「ヘイトスピーチ」克服の取組み

こうした動きの中で、「ヘイトスピーチ」に対処する法律案が提起されてきた。具体的には、二〇一五年五月、民主党、社民党などによって、「人種差別撤廃施策推進法案」（人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律（案））である。

この法律案の主な内容は次の通りである。

まず目的として、「人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理由とする差別の防止に関し国及び地方公共団体の責務、基本施策その他の基本となる事項を定めることにより、人種等を理由とする差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進すること」とをあげる（第1条）。

ここでいう「人種等」とは、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身」を指す（第2条）。その上で、「何人も、次に掲げる行為が他人種等を理由とする不当な差別的行為により、他人の権利利益を侵害してはな

らない」とし、①「特定の者に対し、その者の人種等を理由とする不当な差別的取扱いをすること」、②「その者の人種等を理由とする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動をすること」を禁止する。

続いて第2項で、「人種等の共通の属性を有する不特定の者について、……当該属性を理由とする不当な差別的取扱いをすることを助長若しくは誘発する目的で、公然と当該属性を理由とする不当な差別的言動をしてはならない」とする（第3条）（傍点筆者）。

これがこの法案の核心であつて、「差別禁止法」ということができる（但し、罰則規定はない）。

以下、国及び地方公共団体の責務（第6条）、基本方針の策定（第7条）、年次報告の国会への提出（第9条）、相談体制等の整備（国・地方）（第10条）、啓発活動・人権教育等（第12、13条）人種等差別防止政策審議会の設置（内閣府）（第20、23条）となつている。

これを一言でいえば、罰則規定のない「人権擁護法案」と言つてよいであろう（「人権擁護法案」の問題点については、「人権と部落問題」二〇〇二年七月号、〇三年九月号、〇五年八月号の「人権擁護法案」特集など参照）。

そこで、この法律案についてみてゆく。まず、法律案が禁止しようとする「差別」についてである。紹介したよ

なりうる（師岡康子「審議入りした「人種差別撤廃施策推進法案」の意義」『世界』二〇一五年一〇月号）ともいう。

このあたりが、罰則なしのいわば「理念法」「禁止法」制定の意義であろう。

一般的にいって、〇〇を禁止するという法律が存在するということが自体、人々に対して一定の抑制効果をもつということは考えられる。したがって、一つの考え方として理解できるところであろう。

同時に、「在特会」のようないわば「確信犯」にとつては、全く抑止効果を期待できないであろうことも見ておく必要がある。

あわせて考えておくべき大事なことがある。「禁止法」「理念法」がつくられることは、より実効性を求めて罰則をとまなう「差別規制法」へと導くことがあることを考えなければならぬ。それは、一九八四、八五年部落解放同盟が構想した「部落解放基本法」(案)——「差別規制法」要綱(案)を見れば明らかであろう。

「部落解放基本法」(案)——「差別規制法」要綱(案)では、次のように「悪質な差別」を規制するとしていた。

まず、「個人もしくは集団に対する悪質な差別を禁止」することを目的とし（第3目的）①何人も、ことさら部落差別もしくは民族的差別の意図をもって、個人もしくは

うに、何度も「差別」という用語が登場する。「差別」「差別の禁止」「差別的取扱ひ」「差別的言動」さらに「差別的取扱ひをすることを助長」「誘発」する目的……という文言も見られる（第2条、3条）。この「差別」という用語はそもそも多義的でありあいまいな言葉である。使う人によつてかなり幅がある。例えば、自己に不都合、不利益な場合に「差別だ」ということがある。誤解、不十分な理解に対して「差別だ」という場合もある。もち論、排除したり不公平取扱ひに対して「差別だ」という場合も当然ある。厳密な規定が必要ではないか。

次に、罰則規定をもたない法律(案)の実効性の問題である。

例えば次のような見解がある。「とりあえず罰則のない人種差別禁止法を作つたらどうか」「何もない日本の現状を踏まれば、そのあたりから出発するのが現実的ではないか」(有田芳生「ヘイトスピーチとたたかう!」岩波書店、二〇一三年)。

また、法案の提出をうけて、「法案が成立しても即効性は高くないが、何より、これまで人種差別を放置してきた姿勢を改め、……反人種差別が国と社会の主流となり、差別撤廃に向けた歴史的な転換点となる意義がある」「国が差別を違法と宣言することは、それを打破する第一歩と

集団を公然と侮辱し、またはその名誉を侵害してはならない」とし、「②何人もことさら前項記載の差別を扇動する目的をもって、公然と個人もしくは集団に対する暴力行為または殺傷行為を挑発してはならない」と規定する（第3差別表現、差別扇動の禁止）。

そして、これらについて罰則が定められている（第7罰則）。

これをみても、「ことさら……意図をもって」「挑発」のように、それに該当するか否か、判定が明確でないあいまいな文言が用いられている。つまり構成要件が不明確なのである。およそ、刑事的処罰をすることは、個人の財産や自由に制約を加えるということであるから、その処罰に該当する行為か否か明確であることが求められる。

そうでないなら、恣意的運用、濫用の危険をはらむ（この問題については、「シンポジウム・部落問題の解決と差別の法規制」『部落問題研究』第86輯、一九八六年二月、参照）。

## 二、「ヘイトスピーチ」の法規制——刑事規制問題

実効性を考えれば、当然罰則をとまなう規制が考えられる。この点に関しては、そうすべきであるとする主張はみられるが、具体的な提案は見られないようである。

昨年、二〇一四年一月二八日、近畿弁護士連合会の人

権擁護大会でシンポジウム「ヘイトスピーチは表現の自由か」が大坂弁護士会館で開かれた。席上、法規制の主張とそれに対して慎重な見解とが示された。質疑の中で、参加者から刑事規制をする場合、どの機関が担当するかについて質問が出された。これに対しパネリストの一人は、国内人権機関が存在しない現状では警察になるだろうと答えた。

しかし、「国内人権機関」が存在しないという前提での答えではあるにしても、警察に適正な「ヘイトスピーチ」の規制が期待できるか、疑問がある。例えば、人種差別撤廃委員会の日本政府報告の審査でも委員から指摘されている。

「極右組織は明らかに政府のお墨付きを得て人種主義、排外主義を行っています。排外主義的なデモが警察に守られていきます」(ファン委員、反差別国際運動日本委員会編「レイシズム ヘイト・スピーチと闘う」解放出版社、二〇一五年)。これは「ヘイトスピーチ」のビデオ上映後の発言だが、このような光景は、しばしば見られるところである。

加えて、警察庁を管理する国家公安委員会委員長(國務大臣)を務める政治家・山谷えり子氏(当時)が在特会元幹部と親しく記念撮影をしていたという事実がある(「しんぶん赤旗」二〇一四年九月一九日、一月七日付)。警察に適正公正なチェックが期待できるであろうか。

次に、法規制をする場合、処罰の対象となる行為と、そ

人は人間以下の存在で大嫌いだから我が国から出ていくべきだ」と書いた場合、⑧ 高校生が友人との会話のなかで同発言をした場合(小谷順子「言論規制消極論の意義と課題」金尚均編「ヘイト・スピーチの法的研究」法律文化社、二〇一四年)などがあげられる。何をもって「ヘイトスピーチ」と認定するのか。

こうみてくると、事実上「ヘイトスピーチ」の刑事規制は極めて困難ということになるのではないだろうか。

おわりに

「ヘイトスピーチ」は克服されなければならない。そのためには、速効薬はないだろう。古来、急がば回れ、という。回り道のようにも、批判の力、世論を高めるしかないのではないか。別の言い方をすると、市民の「文化力」を高めるしかないと思われる(奥平康弘インタビュ「法規制はできるだけ慎重にむしろ市民の『文化力』で対抗すべきだろう」『ジャーナリズム』二〇一三年一月号)。そのために、教育も重要であろう(渡辺雅之「いじめ・レイシズムを乗り越える『道徳』教育」高文研、二〇一四年)。問題の性格は異なるが、かつて厳然と部落差別言動が存在した一九二〇、三〇年代初頭、「差別言動取締令」(法)制定要求の主張がみられた。

うでない行為を明確に峻別できるかという問題がある。例えば、先の「人種差別撤廃策推進法」案の場合、「差別」 「差別的行為」 「差別的取扱い」 「差別的言動」 などの文言が見られるが、「差別」という用語は、多義的な言葉である。まして「差別的取扱い」を「助長」もしくは「誘発」(第3条2項)をどのように判定しようのであろうか。

また、規制の対象となる「ヘイトスピーチ」といっても多様に考えられる。例えば、① 差別主義団体のメンバー数十人がターゲット集団たる〇〇人の多く暮らす居住地の公園に集合して「〇〇人はわが国に居住するにはふさわしくないので、国外に撤去すべきだ」と演説した場合、② 「〇〇人は動物以下の糞尿だ」という発言をした場合、③ 同じ団体のメンバーが団体のホームページ上でこれらの内容の書き込みをした場合、④ 同ホームページ上の掲示板に〇〇人が「あなたたち△△人こそ動物以下の糞尿だ」と書き込んだ場合、⑤ 刑事政策を専門とする大学教授が講義中に統計データを引用しながら「わが国の犯罪が増加したのは〇〇人が増加したからであり、〇〇人が同市から退去すれば犯罪は減るはずである」という推論を述べた場合、⑥ 「〇〇人はしよせん全員犯罪者なのだからわが国から出ていけ」と述べた場合、⑦ 閲覧者の非常に多いインターネット上の掲示板において匿名の高校生が「〇〇

この「部落差別」法規制の主張は、主として全国水平社(一九二二年創立、「我々特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」(綱領))の立場とは対立する融和運動の中で展開され、賛否があった。その中で注目すべき見解がある。「夫婦は和合しなければならぬ。否らざれば監獄に容れるといったところで、また監獄に容れたにしたらところで、和合できるものでない。夫婦の和合は感情と感情の和合であって、感情は自由であるから、之を外から如何に拘束しても如何ともなるものではない。却ってその為の不和を増さないと限らないのである。

融和問題の解決の如きも、これと同じであって、如何に差別者を罰しても、これによって差別が<sup>きんじょ</sup>排除(取り除くこと―筆者注)され得るものではないのである。夫婦の和合とか、本問題の解決の如きは、超法律的、超威力的なものでなくてはならぬ」(大審院検事・宮城長五郎「融和時報」21号、一九二八年八月一日)。考えてみるべきところがあるように思われる。

(おくやま みねお/部落問題研究所理事)